

産前産後期間相当分（4ヶ月）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に産出及び産出予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の産出が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 産出予定日の6ヶ月前から届出ができます。産出後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除内容

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、産出予定月（又は産出月）の前月から産出予定月（又は産出月）の翌々月相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	産出予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるわけではありません。

※多胎妊娠の場合は産出予定月（又は産出月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- **令和5年度においては、産前産後期間相当分のうち令和6年1月以降の期間相当分だけ、保険税が減額されます。**

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月

※令和5年11月に産出した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など

※産出後に届出を行う場合、産出日や親子関係を確認できる書類が必要です。

(出生届出済証明、住民票等の写)

届出先

浅口市役所	生活環境部税務課	TEL0865-44-9040
	金光総合支所	TEL0865-42-7301
	寄島総合支所	TEL0865-54-5113